

## 小山市共同化事業推進アドバイザー派遣要綱

平成 25 年 10 月 24 日

都市整備部長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、小山駅西地区における街なか居住推進区域内で、自主的に土地の共同化や有効活用について協議や検討を行おうとする権利者等に対し、技術的支援として共同化事業推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という）を派遣することにより、土地の共同化による街なか居住の推進を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なか居住推進区域 別図に示す区域をいう。
- (2) 権利者等 街なか居住推進区域内に居住する者、事業を営む者及び土地又は建築物の所有者、占有者若しくは利害関係者をいう。
- (3) 土地の共同化 同じ土地利用の意向を持った複数の権利者等が、その土地を集約し一体的に土地利用を行うことで、個々で土地利用を行うよりも敷地を有効に活用することをいう。

### (対象団体)

第 3 条 アドバイザーの派遣の対象となる団体（以下「対象団体」という）は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 街なか居住推進区域内において、権利者等 3 人以上により構成され、土地の共同化を推進するために活動する、もしくは活動しようとする団体であること。
- (2) 推進する予定区域が 1,000 平方メートル以上であること（ただし、特に市長が認める場合においては、500 平方メートル以上とすることができる）。

### (アドバイザーの業務)

第 4 条 アドバイザーは、街なか居住推進区域内の土地の共同化の円滑な推進を図るため、対象団体に対して次の各号について助言するものとする。

- (1) 土地の共同化や有効活用の事業手法紹介

(2) 共同化事業推進のための組織の立上げ

2 アドバイザーは、原則として次に掲げる要件のいずれかに該当する個人、もしくは該当する者を雇用している法人とする。

(1) 都市計画、都市再開発又は建築設計に関し10年以上の実務経験を有する者

(2) 再開発プランナー等の資格を有する者

(アドバイザーの派遣手続き等)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする対象団体は、共同化事業推進アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に派遣の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請内容を審査し、派遣を決定したときは、派遣回数及び条件を付した上で共同化事業推進アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により当該対象団体に通知するものとする。

3 市長は、派遣するアドバイザーを共同化事業推進アドバイザー派遣依頼書（様式第3号）により、依頼するものとする。

4 前項の規定により、依頼を受けたアドバイザーは、派遣業務を終了したときは、速やかに業務報告書を市長に提出するものとする。

(派遣費用の負担)

第6条 アドバイザーの派遣に要する費用は、予算の範囲内において市が直接支払うものとする。その他の必要となる費用は対象団体が負担する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

別図（第2条関係）

